附則第八条中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第十条及び第十一条中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の目次の改正規定中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の四」に、「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に改め、同令第二章第二節中第三十五条の四の三の次に二条を加える改正規定中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の六」に改め、第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三十五条の四の四を第三十五条の四の五とし、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定中「第三十五条の四の五第二項」を「第三十五条の四の六第二項」に改め、同令附則第三十二条の改正規定を次のように改める。

附則第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第一条中地方税法施行令附則第三十二条の二の改正規定を次のように改める。

附則第三十二条の二を削る。

第一条中地方税法施行令附則第三十二条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十四条を削る。

第一条のうち地方税法施行令附則第三十三条の二の改正規定中「を同条」の下に「とし、同条を附則第三十四条」を加える。

第一条中地方税法施行令附則第三十四条を改め、同条を同令附則第三十五条とする改正規定及び同令附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

第六条のうち、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の改正規定中「第二百十条の十中」の下に「第二百八十二条第一項」を「第二百八十二条第二項」に、「同条第二項」を「同項」に、」を加え、同令第二百十条の十二第一項の改正規定中「第百四十三条第一項」を「第百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税に」を「環境性能割に」に、「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に」を」）並びに同法」を」）、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法」に改め、「自動車取得税交付金」という。）」の下に「並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）」を加え、「同条第一項及び第三項」を「環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項」に」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第一条第二号中「次号」を「第四号の三」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第一条中地方税法施行令第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号の改正規定　平成二十九年四月一日

附則第一条第四号の次に次の三号を加える。

四の二　第六条（第四号の四に掲げる改正規定を除く。）及び附則第十四条第四項の規定　平成三十一年四月一日

四の三　第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条及び第五十九条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定、同令附則第三十四条を削る改正規定及び同令附則第三十三条の二を同令附則第三十四条とする改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定　平成三十一年十月一日

四の四　第六条中地方自治法施行令第二百十条の十の改正規定及び附則第十四条第一項から第三項までの規定　平成三十二年四月一日

附則第一条第五号中「平成三十年七月一日」を「平成三十三年一月一日」に改め、同条第六号中「平成三十年八月一日」を「平成三十三年二月一日」に改め、同条第七号中「平成三十年十月一日」を「平成三十三年四月一日」に改める。

附則第三条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号の三」に改める。

附則第四条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「第七十二条の七十六又は」に改め、同項の表第三十五条の四の四の項中「第三十五条の四の五」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第三十五条の四の五第一項の項中「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に改め、同表第三十五条の四の五第一項の表八月の項の項中「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に、「四月」を「前年度十月」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第三十五条の四の五第一項の表十二月の項及び三月の項並びに第五十七条の二の四の項中「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第五十七条の二の五第一項の表八月の項の項中「四月」を「前年度十月」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第五十七条の二の五第一項の表十二月の項及び三月の項の項中「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、附則第四条第三項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度」を「平成三十四年度」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「同条第三号」を「同条第四号の三」に改め、同条第五項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同条第六項中「平成二十九年度」を「附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日」に改める。

附則第八条を次のように改める。

（自動車税に関する経過措置）

第八条　平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項の規定の適用については、同項の表中

八月	前年度三月における同月において収入すべて収入した環境性能割の収入額（当該期間歳出予算から支出した場合には、その支出て同じ。）との差額を、四月から七月まで算し、又はこれから減額した額の百分の六
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性当する額